

平成 28 年度

公立大学法人高崎経済大学年度計画



平成 28 年 4 月

平成 28 年度
公立大学法人高崎経済大学年度計画

目次

- I 教育研究等の質の向上
- II 学生支援
- III 地域・社会貢献
- IV 業務運営の改善及び効率化
- V 財務運営の改善
- VI 自己点検及び自己評価並びに情報の提供
- VII その他業務運営
- VIII 予算、収支計画及び資金計画
- IX 短期借入金の限度額
- X 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- XI 剰余金の使途
- XII その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

I 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 入学者受入

- ① 入学者受入方針を明示し、ホームページなどで公開する。あわせて、ホームページの多言語化を進める。
- ② 本学を志願する受験生やその関係者に対して分かりやすい情報提供を行う。
- ③ 入試成績、入学後の履修状況、学生生活、就職状況など、入学者の属性をデータベース化し、入学者の質の向上を図る。
 - ・入学者の属性情報のデータベースを拡充する。
- ④ 社会の変化に対応した質の高い入学者及び入学者数を確保するための入試制度の検討や受験生の動向分析を行う。
 - ・オープンキャンパス、大学訪問、1日大学体験DAYでのアンケート項目を精査し、より効果的なデータ収集ができるようにするとともに、保護者、高校教員向けのアンケート項目の拡充を図る。
 - ・大学入試制度改革の情報収集を継続するとともに、入試区分ごとの志願者及び受験者の動向分析を行う。
 - ・ウェブ出願の導入に向けた調査、検討を行う。
 - ・社会人向け公開講座の企画等、社会人にとって魅力あるプログラムの作成に向けた検討を継続する。(両研究科)
 - ・経済・経営研究科で運用されている制度を参考に、平成29年度からの導入を目指し、1年制コースの制度設計を行う。(地域政策研究科)
- ⑤ 広報センターの機能充実のため、専門的スタッフを養成する。
- ⑥ オープンキャンパス、大学説明会、高校訪問、出前授業など、教職員が一体となった入試広報活動を行う。
 - ・オープンキャンパスの実施及び出前授業、大学訪問の受け入れを行い、アンケートの分析等により、効果的な実施方法の検討を行う。

(2) 学生の育成

- ① 大学としての学生育成目標を定めるとともに、各学部においても、教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)に基づいた育成目標を定める。
- ② 初年次教育の充実など、入学時から学生との関わりの基盤を作り、大学教育を受ける能力と人間性の形成を図る。

- ・新カリキュラムのもとで導入された初年次必修科目と専門教育との連携状況について把握する。

③ 豊かで幅広い人間性を育てるため教養教育の充実を図る。

- ・日本語・外国語部会、英語部会、数理部会で、授業内容を検証しつつ、教養教育の充実を図る。(経済学部)
- ・教養教育の効果的な履修を促すための方策として、教養科目群の履修モデルを検討する。(地域政策学部)

④ 専門知識を活かした社会人として活躍できる専門的な知識の獲得、それを発揮できる能力を身につけさせる。

- ・オンライン系電子資料の検索方法や利用方法に関する技術の習得と収集資料を基とした発表方法についてのセミナーを開催する。(図書館)
- ・新カリキュラムの中間評価により共有した成果及び課題を踏まえ、体系的な専門教育を実施する。(両学部)

⑤ 学生に地域社会、企業のニーズを把握させ、実践的な知識や問題解決の技法を身につけさせる。そのために、学生が様々な機会を捉えて、調査活動(フィールドワーク)や地域貢献活動へ参加することを促進する。

- ・学生の調査活動や地域貢献活動をホームページ等の広報媒体で積極的に紹介し、学生の意欲向上を図る。

⑥ 国際的に活躍できる人材育成の充実を図る。

- ・英語教育の全学共通カリキュラムを作成する。
- ・学生の英語力を高めるため、利用者アンケートの結果をもとに、English Caféの利便性を向上させる。

(3) 教育の内容

① 単位互換制度の積極的な活用や全学共通科目の設置に向けて検討を行い、学生の学ぶ機会を幅広く提供する。

- ・(再掲) 英語教育の全学共通カリキュラムを作成する。

② 各学部の専門教育に応じた教育目標を明確化し、演習等専門教育の充実を図る。

③ 1年次から4年次にわたる計画的なキャリア教育プログラムを作成し実施する。

- ・新カリキュラムで設置した科目の評価を受け、キャリア教育科目の再検討を行う。

- ・正課外のキャリア教育として、キャリア形成ピラミッドに基づく各種セミナーや講座を開催し、体系的にキャリア形成支援事業を実施する。

④ 国際連携を積極的に推進し、提携大学等との教育の充実に努める。

- ・提携校の拡大に向けて、J A F S A等との連携を継続し、提携候補となる海外の大学との情報交換、並びに英語版の本学留学案内作成など情報発信の充実に努める。
- ・海外研修支援事業について、提携校以外の短期語学留学プログラム拡充による参加学生の増加を図るとともに、教員が企画する海外フィールドワーク等の促進策の検討を進める。

⑤ シラバスにおける準備学習、授業の内容、達成目標等の記述を統一し、公開する。

⑥ 成績評価基準等を研究・検討する。

- ・G P A制度の運用を継続し問題点等を検証するとともに、活用方法について検討を行う。

⑦ 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を作成する。

(4) 教育の改善

① 年間を通じてF DやS Dを実施し、教育の改善に当たる。

- ・教育内容の改善につながるF D活動が行われているか、F D・S D委員会において検証し、改善提案を行う。

② 専任教員などについて適正な人数を確保し、教育体制を整え、教育改善に努める。

- ・定年退職教員の欠員補充という観点に留まらない採用計画を策定し、適正な専任教員数を維持する。

③ 授業実施に関する基準及び仕組みづくりを検討する。

- ・平成26年度から運用している各学部の時間割編成方針を点検する。

④ 学生や卒業生に対する調査を継続的に実施し、教育改善に努める。

- ・「卒業生アンケート」を分析し、カリキュラムを点検する。(両学部)
- ・質問項目や調査方法等を再検討した上で、「卒業生アンケート」を実施する。
(学生部)
- ・「在学生との意見交換会」で提示された意見について、実現の可否を検討しつつ、学習環境の改善を図る。(両研究科)
- ・修了生に対するアンケートの実施など、教育成果を確認するための制度設

計を行う。(両研究科)

- ⑤ 第三者評価を取り入れた適切な教育評価システムの構築を図る。

2 研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 研究の方向性及び水準

- ① 学術論文の発表や学会発表等により社会的に評価を受ける研究を行う。
- ・地域科学研究所が実施する研究プロジェクトについて、申請・審査の方法や採択基準等を明確にするとともに、プロジェクト研究費の充実を図る等、研究環境を整備する。
 - ・地域科学研究所プロジェクトや学内学会等への論文の発表を推進するとともに、研究成果の把握及び情報発信に努める。
- ② 基礎的研究、新分野研究、先進的研究、産学官民連携の共同研究等、計画的に研究を推進する。
- ・基礎的研究、新分野研究等の課題に沿った研究を推進するために、学内競争的研究費の応募方法など工夫するとともに、応募件数が増えるよう情報発信を強化する。
- ③ 高崎市や地元企業との連携による共同研究を推進する。
- ・高崎市や地元企業等と共同研究、受託研究等に関する意見交換を行い、ニーズを把握するとともに、本学教員とのマッチングを行う。
 - ・教員が取り組んでいる地域貢献活動や社会貢献活動を把握し、必要な情報を整理し発信するとともに、外部機関との窓口として、専門分野での共同研究等を推進する。
- ④ 研究費の充実と改善を図り、効果的な活用に努める。
- ・eラーニングの導入を検討する等、研究倫理教育を推進するとともに、引き続き関係規程の見直しを行う。

(2) 研究の実施体制

- ① 大学としての戦略を明らかにし、地域連携戦略室を中心に、大学として重点的に取り組む研究テーマを設定するなど、研究の方向性を示すことで、全学的に支援する体制の充実を図る。
- ② 競争的資金等を獲得し、専門職員を配置し、先進的研究を効果的に実施するための支援体制を整備する。
- ・科研費等外部資金獲得に向けて、公募情報の周知等行うとともに、教員の

研究ニーズに応じた支援を行う。

③ 個人研究、共同研究について、支援体制を整備する。

・学部に適した専門図書の収集とオンライン系電子資料の拡充を進める。

④ 長期研修・短期研修の充実を図る。

⑤ 多様な任用制度の導入を目指して検討する。

・各センター等からの要望を踏まえ、特命教員制度の活用について検討する。

(3) 研究成果の公表、発信並びに評価及び利活用

① 個人及び共同の研究活動について、1年ごとに研究計画を作成し、活動状況を明確にし、発信する。

② 自己点検・自己評価を実施する。

③ 大学基準協会等の第三者評価、外部評価の結果を尊重し、自らの研究に反映させる。

④ 教員の地域・社会貢献の状況を把握し、評価の仕組みを構築する。

⑤ 刊行物による研究成果の公表を積極的に行う。

⑥ 学内外において、積極的に学術研究発表を行う。

・教員の研究成果に基づき講義プログラムを編成する等、ラジオゼミナール（ラジオ高崎）での発信を充実させる。

・現在開催している本学での公開講座を継続するとともに、高崎市中央公民館等と連携して学外での公開講座を開催する等、積極的に学術研究発表を行う。

・教員の研究成果を国際的に情報発信するために、英文による論集の刊行等を検討する。

⑦ 研究成果は、大学のホームページ等で公開する。

⑧ 研究成果のデータベース化を図り、その成果を利活用するための仕組みを構築する。

II 学生支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 学習支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 各種ガイダンスの充実を図るとともに、その効果の検証を行う。

・平成27年度の検証結果を反映した学年別の履修指導に関するガイダンス及び各種ガイダンスを実施する。

・図書館の所蔵資料を検索するためのOPAC等の利用方法や施設、ILL

サービス等に関するガイダンスを実施し、効果の検証を行う。(図書館)

② 学生への履修指導や自主学習相談等、きめ細かな指導体制を充実させる。

- ・きめ細かい履修相談体制を充実させるため、新入生ガイダンス当日と新学期初日に教員による履修相談コーナーを開設する。(経済学部)
- ・各学年の担当事務職員を置き、その職員がガイダンス、窓口での履修相談に応じる相談体制とする。(両学部)

③ 窓口担当職員は、学生の履修相談等、相談しやすい環境づくりに努めるとともに、指導力を養成するための研修等の機会の充実を図る。

- ・大学職員として必要な専門的知識の修得のため、公立大学協会主催の研修その他外部の研修等に職員を積極的に派遣する。

④ 就学不適合者支援及び成績不良者への指導、留年学生の減少に向けた取組体制を整備する。

- ・GPA制度を利用して、成績不良者への指導を行う制度の設置を検討する。(経済学部)
- ・各学期末に送付している成績不良者に対する勧告制度の基準として、GPA値を活用することを検討する。(地域政策学部)

⑤ TA(ティーチング・アシスタント)を積極的に活用するとともに、SA(スチューデント・アシスタント)について検討する。

2 学生生活支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 経済的支援

① 経済的な理由で就学が困難な学生に対しては、日本学生支援機構などの各種奨学金制度の情報提供や授業料減免等、必要な支援について検討、実施する。

- ・授業料減免制度について、平成27年度に見直した提出書類や内容を、経済的支援を必要としている学生に周知徹底する。

② 学生に対する経済的支援体制の充実のため、奨学金制度の充実について検討する。

- ・大学独自の奨学金(後援会・同窓会)について、選考方法・基準などを見直し、課題があれば改善する。

(2) 心身の健康相談

① 学生の心身の健康管理に関する相談体制を充実する。

- ・ 新入生を対象としてUPI（学生精神的健康調査）を行うことにより、心身に悩みや問題を抱える学生の早期発見を図る。

② 就学に支障をきたしている学生の早期発見に努める体制を整備し、対応を強化する。

- ・ 「気がかりな学生アンケート」の実施及び初年次教育や演習を通じて、学修に支障を来した学生の情報を把握し、学生支援チームと教務チームが連携し、情報共有を図り、対応に取り組む。

③ 学生の心身の健康相談等への理解を深めるため、教職員を対象として研修を実施する。

- ・ 教職員が学生の心身に關わる相談に適切に対応することが可能になるよう研修を実施する。

④ カウンセラーの相談時間を増やす。

- ・ 相談体制の充実を図るため、臨床心理士を1名増員し、相談総時間における臨床心理士対応時間を20%以上に増加させる。

(3) 各種ハラスメント相談

① 相談体制を整備する。

- ・ ハラスメント相談窓口について、ガイダンス、ホームページ、学生ハンドブック、掲示などを通じて学生に周知を図る。

② 啓発活動、研修体制を整備・充実する。

- ・ 教職員によるハラスメントを防止するため、啓発活動の一環としてリーフレットなどを作成し配布する。

③ 防止対策、事後対応策について、万全を期すための体制を整備する。

- ・ ハラスメントについて啓発を図るため、学生に向けたポスターやリーフレットを作成し、掲示・配布する。また、ハラスメント相談室、ハラスメント防止対策委員会、両学部長、両研究科長間の連携を強化し、迅速な事後対応体制を整備する。

(4) 生活相談等

① 部活動や課外活動、ボランティア活動に対する必要な支援を行う。

- ・ 平成27年度において奨学奨励費制度の対象となった案件を点検し、制度の拡充が可能かどうか検討する。

② 社会活動における学生と地域との交流を支援する。

- ・ 地域・社会貢献活動に参加する教員及び学生の具体的な取組の実態を調査

し、ニーズを把握するとともに、学内の支援制度を整備する。

- ・地域科学研究所において高崎市の歴史をテーマとする地元学講座を開催し、高崎市民と本学教員及び学生との交流を支援する。
- ・ボランティアサークルなどからの情報収集結果をベースとし、学生による社会活動を促す効果的な仕組みを整備する。

③ 学生生活に対する学生の要望等を把握し、支援体制を充実する。

- ・「学生生活実態アンケート」から学生の要望を把握し、関係各部署へ情報提供することにより支援体制の充実につなげる。

④ 学生のキャンパスライフを支援するための施設を整備する。

- ・今後のキャンパス整備の長期的方向性について、学生及び教職員の要望を踏まえ、明確化する。
- ・「学生生活実態アンケート」から施設に関する要望を把握し、関係各部署と連携しながら対応可能かどうか検討する。

⑤ 国際交流センターを充実し、留学生を支援する。

- ・交換留学生の生活環境の充実を図るために、生活支援（住居費負担、自転車貸与など）の課題を検討し、改善する。

3 学生団体の支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 学生団体連絡協議会に所属する各団体の活動を支援するとともに、団体相互間の連携を深め、大学の各種活動への参画を促す。

- ・学生団体の活動状況、顧問、大会出場予定などを把握した上で実行可能な支援を提供することにより、学生団体が大学の各種行事（入学式、学位記授与式、オープンキャンパス等）に積極的に参画するようモチベーションを高める。

② 全国大会等に出場する学生や学外指導者に対する支援体制を検討する。

- ・学生団体に対するアンケート調査を実施し、学外指導者の実態を把握する。

4 キャリア支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

① キャリア支援体制を充実し、学生の就職や進学に関する事前相談や情報提供を一元的・効率的・効果的に行う体制を整備する。

- ・キャリア支援担当職員の専門性を高めるための研修等に参加する。また、カウンセリング研修を、職員全員を対象に実施する。

- ・セミナー等のアンケート結果の検証・分析に基づいた事業を実施するとともに、多くの学生参加を促すため、教職員の協力を得る体制を整える。
 - ・時勢に応じたセミナー等を開催できるよう、他大学や就職情報会社との連携を密にとり、外部からの最新の就職情報を職員が得られる体制を整える。
- ② インターンシップの活動を支援する。
- ③ 同窓会との連携を図り、卒業生のデータベース化、就職後の異動や転職等の情報収集を行い、キャリア支援に活用する。
- ・OB・OG訪問希望の学生に確実に卒業生を紹介するため、キャリアサポーター制度に登録した協力卒業生に対し、転職した場合は届出てもらうよう周知し、卒業後の勤務先状況の正確な把握に努める。
- ④ 在学生、卒業生を含めた就職指導体制の充実を図る。
- ・内定獲得した4年生や若手卒業生が、就職活動の体験談等を在学生に情報提供・指導する場を設ける。
- ⑤ 学生のキャリア支援のため同窓会との連携を強化する。
- ・同窓生と連携した模擬面接会は、学生へ事前準備を指導し実施を継続する。
- ⑥ 未就職の卒業生についても、継続して就職支援を行う。
- ・未就職の卒業生に対して、キャリア支援センターへの求職登録をホームページ等で促し、既卒者向け求人情報や就職情報をメール配信し提供するとともに、定期的に就職状況の把握をする。
- ⑦ 公務員養成セミナーの充実、TOEICや旅行業務取扱管理者などの資格等取得のための支援策を強化・改善する。
- ・前年実施した公務員セミナーの分析結果を反映し、上級試験に対応する専門科目も開設する。また、要望が多かった面接試験対策を強化する。
 - ・簿記、TOEIC、ファイナンシャルプランナー等、キャリア形成に役立つ資格ガイダンスを、早くから取り組めるよう低学年向けに開催する。

Ⅲ 地域・社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 地域貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 地域社会への貢献、市民への知の還元

- ① 学生や教職員が、地域団体、NPO等と連携して行う市民活動やまちづくり活動を支援する。
- ・(再掲) 地域・社会貢献活動に参加する教員及び学生の具体的な取組の実態

を調査し、ニーズを把握するとともに、学内の支援制度を整備する。

- ・(再掲) 地域科学研究所において高崎市の歴史をテーマとする地元学講座を開催し、高崎市民と本学教員及び学生との交流を支援する。

② より住民ニーズに合致した内容の公開講座等を開催し、生涯学習の拠点としての体制を整備する。

- ・広く市民の生涯学習に貢献するため、開催時期、会場、テーマ設定等、住民ニーズに基づく検討を行い、地域科学研究所主催の公開講座やセミナー等の充実を図る。

③ 地域連携戦略室を中心に連携支援体制（窓口・マッチング・コーディネーター）を整備する。

- ・マッチングや共同研究等の窓口として、教員が取り組んでいる地域貢献活動や社会貢献活動を把握し情報発信するとともに、自治体、企業・団体等のニーズを調査・集約し、教員へ発信する。

(2) 高崎市との連携、産学官連携

① 高崎市などからの連携・協力要請に対し、組織的に対応できる体制を整備する。

- ・高崎市と定期的に情報交換を行う場を設け、連携・協力の在り方について協議する。

② 高崎市、高崎市教育委員会等との間で包括的連携協定を結ぶ。

- ・高崎市中央公民館との連携事業を進めるとともに、高崎市及び高崎市教育委員会との包括連携協定について検討する。

③ 地域の産業創出と活性化を支援するため、企業等と連携し、受託研究、共同研究等に積極的に取り組む。

- ・地域の企業等との共同研究、受託研究等を推進するために、高崎商工会議所等との意見交換を継続し、連携の可能性を検討する。

2 社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 国、地方公共団体等との連携

① 国や群馬県等との連携事業を積極的に展開する。

② 各種審議会の委員就任や調査活動等、行政への参画に努める。

③ 成果について、教職員間において共有し、学内外へ還元する仕組みを整備する。

- ・県内外の企業や関係団体等との連携を推進するとともに、連携の成果をホームページ等多様な方法で公開する。

(2) 大学間連携

- ① 大学間、大学院間連携について、組織的に取り組み、連携の強化に努める。
- ② 政策研究大学院大学、および県内の大学との連携を促進する。
 - ・政策研究大学院大学への履修促進を図るため、ガイダンス、ホームページ、掲示板等での告知を行う。(地域政策研究科)

(3) 産業界との連携

- 商工会議所等と連携し、産学連携事業を推進する。
- ・(再掲) 地域の企業等との共同研究、受託研究等を推進するために、高崎商工会議所等との意見交換を継続し、連携の可能性を検討する。

(4) 知の拠点化・組織化

- 地域連携戦略室を窓口として、地域の知の拠点として、研究所等の機能を整備し、広く知を結集し、それを社会に還元する体制をつくる。
- ・教員及び地域科学研究所の調査研究活動を推進するとともに、研究成果の図書刊行、紀要の発行、そして市民を対象とした公開講座などを通して研究成果を幅広く公開する。

3 国際貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 国外の提携校との交流のあり方を検討し、連携を強化し、学生・教職員交流を促進する。
- ・提携校との交流状況を踏まえ、交流の在り方を検討するとともに、協定に基づく具体的な交流事業を推進する。

4 高大連携に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ① 高崎市立高崎経済大学附属高等学校の論理的思考力、問題解決力等の汎用的技能等習得の取組について積極的に支援する。
- ② 教職希望学生の現場体験事業について附属高等学校と連携する。
 - ・現場体験事業について、教職ガイダンス、教職科目の講義、掲示板等で積極的に案内し、教職希望者の参加を増やす。
- ③ 県内高校生を対象として、公開授業や模擬演習等を実施し、高校生に大

学教育に触れる機会をつくる。

・(再掲) 1日大学体験DAYの効果的な方法を検討し、実施する

④ 学生と高校生、高校と大学の教員間の交流を図り、積極的に意見交換を行う。

IV 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制・手法に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 全学的な経営戦略の確立

① 理事長と学長が、緊密に連携し、迅速な業務運営を行う。

② 理事会、経営審議会、教育研究審議会、教授会、各種委員会等の緊密な連携体制を構築し、意思決定が機動的に行える体制を確立する。

(2) 学生の声を反映した業務運営

学生の満足度を確認するための調査を継続的に実施し、業務運営の改善に努める。

・土曜、日曜、祝日と夜間にパソコンを利用して学習することのできる環境整備を行う。

・図書館窓口でのレファレンス対応時における学生からの要望と、館内設置の「利用者の声」から課題を把握し改善する。

(3) 開かれた運営

① 法人が自ら行う点検・評価、外部評価の結果や監事による監査結果を業務に反映させる。

② 外部の意見を積極的に取り入れ、適切に反映できる体制の整備を行い、市民に開かれた透明性の高い法人運営を行う。

・議事録等の積極的な公開を継続し、あわせてホームページをより見やすくするなど規程の公開体制の充実を進める。

(4) 内部監査機能

内部監査体制の整備を図るとともに、監事による実効性のある監査制度を構築し、大学運営全般にわたる監査機能の充実を図る。

(5) 改革の継続

業務運営の硬直化を防止するため、運営体制について定期的に検証を行う。

2 教育研究組織の充実・改革に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ① 教育研究の変革・進展と、社会的要請に対応した教育研究組織の見直し、改善を行う。
- ② 専任教員などについて適正な人数を確保し、教育体制を整え、教育改善に努める。(再掲)
 - ・(再掲) 定年退職教員の欠員補充という観点に留まらない採用計画を策定し、適正な専任教員数を維持する。
- ③ FDを推進し、組織的に教育の内容などを見直し、教育研究の組織体制を改善する。
 - ・(再掲) 教育内容の改善につながるFD活動が行われているか、FD・SD委員会において検証し、改善提案を行う。

3 人事の適正化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ① 教職員の意欲向上や教育研究の質的向上を図るため、人事評価システムを構築し、評価結果に基づいた適正な処遇を行う。
- ② 事務職員についてはプロパー化を計画的に進め、専門性の高い職員の確保と育成に努める。
- ③ 多様な雇用形態の導入について、調査・研究する。
- ④ プロパー職員の他大学等との人事交流について調査・研究する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ① 事務処理の効率化、迅速化及び経費節減のため定期的に点検を行い、事務処理方法、事務組織や職員配置の再編、見直し、外部委託の活用などを推進し、職員定員の縮減を図る。
- ② SD等の各種研修の実施、学外研修への参加等により、大学事務職員の能力向上を図るとともに、サービスの意識の向上、社会的責任の理解について組織的に研修する。
- ③ 業務の標準化を促進するため、各業務についてマニュアルを作成する。
- ④ 全学的な視点から情報の共有化・一元化を図り、事務組織と教育研究組織の総合サポート体制を強化する。
 - ・平成27年度に行われた組織再編を検証しつつ、引き続き組織運営の効率化を図る。

V 財務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部資金の獲得、自己収入の増加に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ① 外部研究資金（科学研究費補助金、受託研究、寄附金等）の獲得のための全学的な推進体制を整備し、情報の収集・提供・発信を強化する。
 - ・（再掲）科研費等外部資金獲得に向けて、公募情報の周知等行うとともに、教員の研究ニーズに応じた支援を行う。
 - ・（再掲）科研費等外部資金獲得のための担当職員向け研修の受講により、専門的知識を有する職員を養成する。
- ② 科学研究費補助金の申請率（件数）及び採択率（件数）を高める。
 - ・実績のある外部講師を招く等、教員向けの研修会を開催し、科研費等外部資金獲得の意識向上を図る。
- ③ 受験生及び入学者を確保するため、大学の魅力や教育の質の高さについての情報発信等の方策を実施する。

2 経費の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ① 入札など契約方法の改善や外部委託の活用等により、管理的経費の節減・合理化に努める。
 - ・競争入札による電力調達の効果を検証し、体育館の電力についても入札による調達を検討する。
- ② 教職員のコスト意識を高め、経費の削減、改善を推進する。
 - ・電気、水道使用量の過年度比較や太陽光発電量を教職員及び学生に周知し、エネルギー消費の低減を図る。

3 資産の管理運用に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ① 金融資産は、安全確実な運用を図る。
- ② 設備機器等を全学的に効率的に活用できる仕組みを構築する。
 - ・学内における情報機器の効果的な利活用のため、PC配置や利用時間などの見直しを行う。
- ③ 大学施設の業務運営に支障のない範囲内において、一般市民の利用に供するなど、有効活用に努める。

VI 自己点検及び自己評価並びに情報の提供に関する目標を達成するためにとる

べき措置

1 自己点検・自己評価に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ① 認証評価機関による評価を平成27年度までに受け、改善策については、次期中期目標、中期計画に反映させる。
 - ・大学基準協会の認証評価を受審し、評価結果に基づく改善策の策定に着手する。
- ② 認証評価機関や評価委員会による評価に向け自己点検・評価の体制を整備し、定期的を実施する。
- ③ 自己点検・評価の結果は、理事会、経営審議会、教育研究審議会等に報告し、運営改善に反映させるとともに、公表する。

2 情報公開の推進及び個人情報の保護並びに広報活動に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ① 中期目標、中期計画、年度計画、財務内容、管理運営状況、自己点検・評価結果等について公表し説明責任を果たす。
 - ・年度計画の進捗管理、中期目標・中期計画の根拠データの収集を行う。
- ② ホームページ等を通じて教育研究活動や地域貢献、社会貢献活動等について積極的に公表する。
 - ・本学の地域貢献活動、社会貢献活動の取組を定期的に把握、整理し、ホームページ等により情報を積極的に公表する。
- ③ 理事会等の各種議事録等についても積極的な情報公開を行い、法人運営の透明化を図る。
- ④ 情報公開制度、個人情報保護制度の適正運用を行う。
- ⑤ 大学の魅力アップや学生獲得のための広報戦略を策定し、大学からの情報発信を組織的かつ積極的に推進する。
 - ・広報のターゲットを明確化、細分化した広報戦略を、次期中期計画期間において策定するための情報収集等準備を行う。
- ⑥ 大学に関する基礎的な情報を収集・整理し、蓄積・活用する。
- ⑦ 公立大学協会の指針を基本に情報発信・公開を行う。

VII その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設の整備、維持管理に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ① バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備等のグランドデザインを検討し、教育内容に応じた施設や設備の整備、維持補修、改良を設置団体と協議し、計画的に進め、キャンパスアメニティを充実させる。
 - ・(再掲) 今後のキャンパス整備の長期的方向性について、学生及び教職員の要望を踏まえ、明確化する。
 - ② 既存施設や設備の維持補修を適切に行い、機能の維持管理を行う。
- 2 安全管理等に関する目標を達成するためにとるべき措置
- ① 労働安全衛生法を遵守するための安全管理体制を構築し、安全衛生の確保に努める。
 - ② 情報セキュリティ・ポリシーに基づき、情報管理を徹底し、適宜点検する体制を整備する。
 - ・情報セキュリティーポリシーについては社会情勢の変化を考慮し、見直しを実施する。情報セキュリティーの啓発に関しては、引き続き理解を深められるよう研修等を実施していく。
 - ③ 危機管理マニュアルを作成するなど、危機管理体制を整備する。
- 3 コンプライアンスの推進に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 教職員の倫理の向上を図るため、研修や啓発活動に取り組む。
- 4 人権尊重に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 人権侵害の防止、相談環境、適切な事後対応の体制を整備するとともに、意識啓発活動等に取り組む。
- ・(再掲) ハラスメント防止対策委員会及びハラスメント相談室と連携し、ハラスメントについての啓発活動を実施する。
- 5 環境負荷軽減に関する目標を達成するためにとるべき措置
- ① 環境方針を策定、体制を整備し、継続的に環境負荷軽減に努める。
 - ② 省エネルギー対策により、光熱水費の節減に努める。
- 6 後援会、同窓会との連携に関する目標を達成するためにとるべき措置
- ① 卒業生や保護者、そして後援会や同窓会に対して、情報提供を強化し、

教育研究の現状など大学への理解を深めてもらう。

- ・後援会、同窓会役員への「たかけい学報」の送付に合わせて、大学案内等大学の発行物や、学会の刊行物を送付し、大学の「今」を広報することにより、いっそうの連携体制を強化する。
- ② 学生が、豊かで充実した学生生活を送ることができるよう、後援会や同窓会との協力体制を構築する。とりわけ、キャリア支援についての連携を強化する。
- ・（再掲）同窓生と連携した模擬面接会は、学生へ事前準備を指導し実施を継続する。
 - ・（再掲）同窓会と連携した就職相談会は、実施を継続する。また、地方での就職支援事業を同窓会総会等で周知し、Uターン就職相談事業の実施地域を拡大する。
- ③ 卒業生との結びつきを強化するため、ホームカミングデイ等を設け、卒業生の来訪機会の増加を図る。

Ⅷ 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成28年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3 0 0
授業料等収入	2 , 5 2 7
受託研究等収入	6
補助金	0
その他収入	3 3
計	2 , 8 6 6
支出	
教育費	5 2 2
研究費	1 2 3
教育研究支援費	1 3 8
人件費	1 , 9 4 2
一般管理費	1 3 5
施設整備費	0
受託研究等経費	6
計	2 , 8 6 6

2 収支計画（平成28年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	2, 9 2 3
經常費用	2, 9 2 3
業務費	2, 5 4 1
教育経費	3 8 7
研究経費	1 2 3
教育研究支援経費	8 3
受託研究等経費	6
人件費	1, 9 4 2
一般管理費	1 3 4
財務費用	0
減価償却費	2 4 8
臨時損失	0
収入の部	2, 9 2 3
經常収益	2, 9 2 3
運営費交付金収益	3 0 0
授業料収益	2, 0 8 7
入学金収益	2 7 8
検定料収益	1 3 0
受託研究等収益	6
財務収益	0
雑益	3 3
資産見返負債戻入	8 9
資産見返運営費交付金等戻入	5 1
資産見返物品受贈額戻入	3 8
臨時利益	0
目的積立金取崩額	0
純利益	0

3 資金計画（平成28年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	2,762
投資活動による支出	33
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	586
資金収入	
業務活動による収入	2,795
運営費交付金	300
授業料収入	2,048
入学金収入	278
検定料収入	130
受託研究等収入	6
雑入	33
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	586

IX 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

3億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定する。

X 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

XI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、教育研究の質の向上並びに学生支援、組織運営及び施設設備の充実に充てる。

XII その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 積立金の使途

なし

2 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし